

# 復命書

	所長	次長	総務課長	技監	治山課長	係長	課員
供 覧							
日時	平成 20 年 8 月 12 日 (火) 10:00 から 12:00						
出張先	熱海市中心町 熱海市役所						
用件	による熱海市伊豆山地内の開発について						
内容 及び 結果	<p>熱海市伊豆山の開発計画に対する打合せを下記のとおり行った。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 出席者 熱海市 まちづくり課 [redacted] 熱海土木事務所 用地管理課 [redacted] 都市計画課 [redacted]</p> <p>2 打合せ内容</p> <p>(1) [redacted]の主張</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ レッドデータの調査に1年費やした。それをいきなりいらなくなったとは何事だ。損害賠償請求を直ちに起こすことを考えたが、今は温存しておく。</li> <li>・ 区域内の保安林は解除し、別の箇所を保安林にする。解除は行ったことがある。</li> <li>・ [redacted]は良好な宅地を提供し、熱海市の街づくりに協力している。行政は否定ばかりしないで、きちんと指導しろ。</li> <li>・ 日本人相手でなく、中国や韓国、台湾等を対象に販売していく。静岡空港の開港に期待している。</li> <li>・ [redacted]から恫喝を受けたと[redacted]に連絡が行った。他県に入る時は、一応連絡を入れることになっているので本部に誤ったが、恫喝とは何事だ。(その後、大声で終始話し続ける。)</li> </ul> <p>(2) 都市計画法 32 条協議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4月に熱海土木事務所と共同で逢初川の現地調査をしたが、それ以降熱海土木は何をしていたのか。管が縦断占拠している状況を適切だと考えているのか？</li> <li>・ 調査(流下能力)を事業者にやらせようとするのは何事か？本来、河川改修は県が行うべきことである。しかし、最終的にはこちら側で付け替えても良いと考えている。どのくらい管があるのか？断面計算上、管の面積はどうするのか？</li> <li>・ 32条協議書を直ちに提出する。指導を適切に行え。</li> </ul> <p>熱海土木</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地調査した際、断面を取る箇所を指示した。[redacted]側からの回答を待っていた状態である。先日もその旨を[redacted]に伝えているはずだ。</li> <li>・ 事業者が調査を行うことが一般的だ。</li> <li>・ 許可を得ていない管を含め相当数あることを把握している。流下能力調査結果の途中経過を報告して欲しい。断面から管の面積分は除外しなくて構わない。</li> <li>・ 協議書が提出されてから結論を出すまでそれ程時間はかからないようにする。</li> </ul> <p>(3) 林地開発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小田原の現場で生じた残土約 1 万 m<sup>2</sup>を至急、赤井谷で処理したい。1ha 未満にする。蛇籠と沈砂池を設置する。(将来的には、宅地として販売する。)</li> </ul> <p>東部農林</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 復旧した箇所を含めて 1 ha を超えるようならば、林地開発の許可が必要である。2 度目(違反行為)にならないようにしなければならない。後日、図面を示して相談して欲しい。</li> <li>・ 逢初川の流下能力の問題を解決し、全体計画で考えるようにして欲しい。</li> </ul>						

上記のとおり復命します。

平成20年8月13日

東部農林事務所長 様

